

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第6号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p><u>(23) 旧香川県立医療短期大学、旧香川県臨床検査専門学校及び旧香川県看護専門学校の学籍簿の保管に関すること。</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>准教授</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入学選考の手数料の納付等)</p> <p>第8条 入学選考の手数料(以下「<u>入学選考手数料</u>」という。)は、入学を志願するときに納付しなければならない。</p> <p><u>2 既納の入学選考手数料は、還付しない。ただし、大学が大学入試センター試験において受験することを課した科目を既に入学選考手数料を納付した者が受験していないことにより入学選考の出願の資格がないことが判明したときは、当該入学選考手数料を納付した者からの申出により、既納の入学選考手数料のうち13,000円を還付する。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p><u>(23) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 大学に、次の職員を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>助教授</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入学選考の手数料の納付)</p> <p>第8条 入学選考の手数料は、入学を志願するときに納付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。